

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場を設置 ～庄内川水系ダム管理連絡調整協議会が設立されました～

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が開催され、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められました。

庄内川水系においても、この基本方針に基づき、河川管理者と全ての既存ダム関係機関が連携して取組を進めるため、本年3月26日をもって「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」が設立されました。

今後、協議会の構成機関と情報共有・調整を図りながら、基本方針に基づく治水協定に向けた協議を進めていきます。

◆設立までの経緯について

- 政府の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取組については、本年出水期からの運用開始となっていることから、まずは庄内川水系内に設置されているダムに係わる関係者による協議会を速やかに設立する必要があります。
- 協議会については、当初関係機関の出席による幹事会を開催し、審議を経て設立する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせていたところでした。
- しかしながら、新型コロナウイルスの今後の状況によっては、開催時期の目途が立てられない可能性もあります。そこで関係機関が出席する協議会に代え、電子メール又はFAXにより、設立趣旨及び規約案に対する賛否について採決を行い、全関係機関の賛同を得られたことから、本年3月26日をもって「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」が設立されました。

1. 設立日 令和2年3月26日
2. 設立趣旨及び規約 別紙1及び別紙2参照
3. 参考資料 別紙3及び別紙4参照
5. 添付資料 設立趣旨（別紙1）、協議会規約（別紙2）、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（別紙3）、「庄内川水系におけるダム位置図」（別紙4）、
5. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、多治見市政記者クラブ、恵那記者会

【問い合わせ先】

庄内川河川事務所 小里川ダム管理支所長 神野 祐一 電話 (0573) 59-0056
管理第一係長 原田 秀樹 FAX (0573) 59-0058

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会

設立趣旨

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生した。

それらを踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議において令和元年 12 月 12 日に定められたところである。

庄内川水系としても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置するものである。

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表-1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員からの推薦を受けて選定した委員以外の者の意見を求めるため、当該委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく治水協定（以下「治水協定」という。）の締結に向けた協議。
 - 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
 - 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
 - 4) その他協議会で必要と認めた事項。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局庄内川河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。
- 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事からの推薦を受けて選定した幹事以外の者からの意見を求めるため、当該幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局庄内川河川事務所小里川ダム管理支所が務める。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年3月26日から施行する。

(委員又は幹事の変更)

第2条 本規約第3条第1項に規定する委員及び第5条第2項に規定する幹事については、当該委員又は幹事の所属する機関の判断により変更することが出来るものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表－1

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	事務所長
岐阜県河川課	課長
土岐川防災ダム一部事務組合【農地防災ダム】	農林課長
中部電力株式会社	業務課長

別表－2

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	副所長
岐阜県河川課	技術管理監
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所 小里川ダム管理支所	支所長
土岐川防災ダム一部事務組合【農地防災ダム】	農林課農地森林整備係長
中部電力株式会社	専門課長

別紙

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 オブザーバー

組織名
農林水産省東海農政局
気象庁名古屋地方气象台
岐阜県農政部

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年 12 月 12 日〕
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは 1460 箇所約 180 億 m³の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約 54 億 m³)にとどまっている。

先般の台風第 19 号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する 98 水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

(1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

<治水協定の主な内容>

○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
 - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中でも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要な各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
 - ・事前放流の開始基準
 - ・事前放流による水位低下量
 - ・事前放流時の最大放流量
 - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

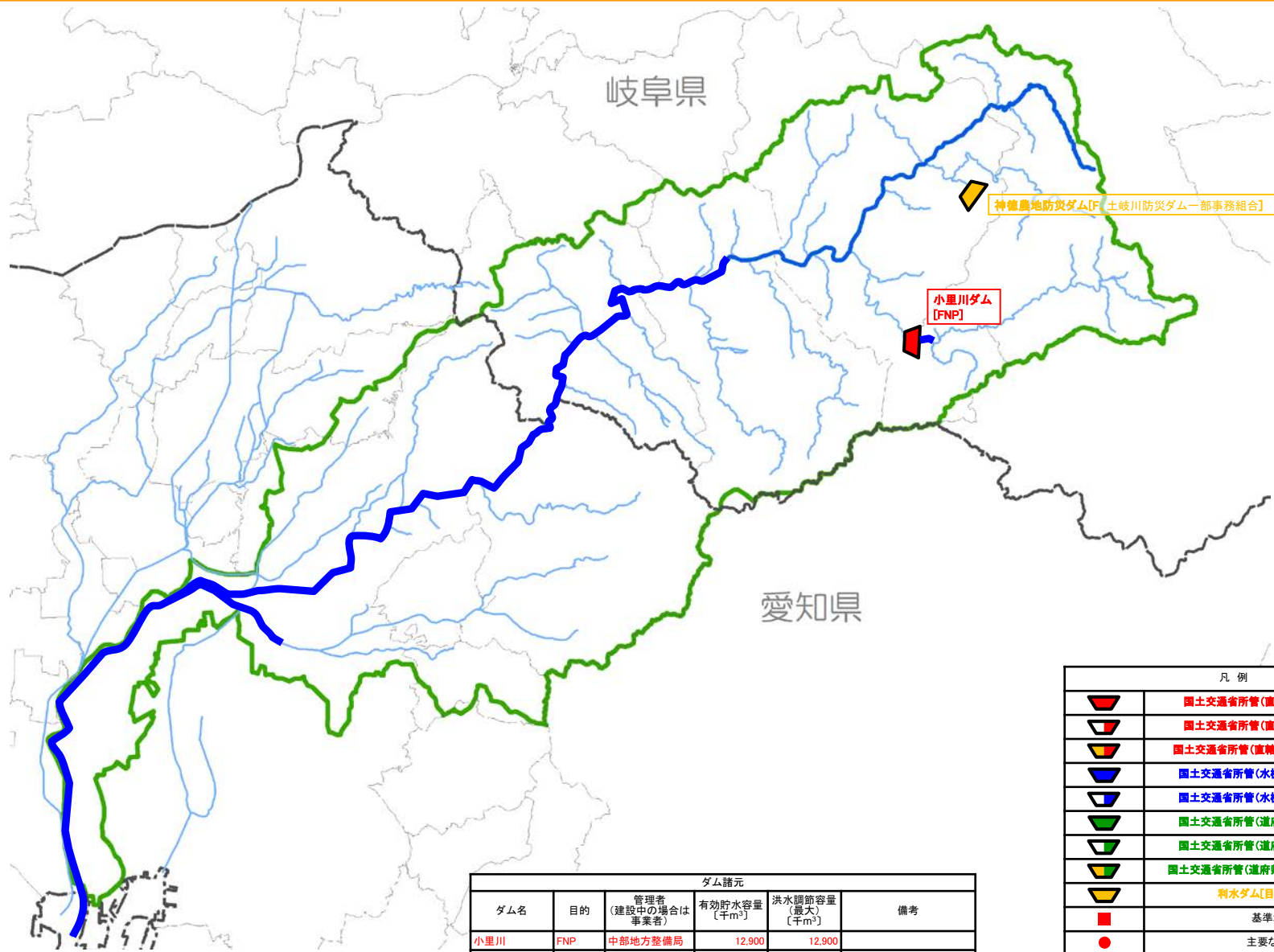
二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

庄内川水系におけるダム位置図



ダム諸元					
ダム名	目的	管理者 (建設中の場合は 事業者)	有効貯水容量 [千m ³]	洪水調節容量 (最大) [千m ³]	備考
小里川	FNP	中部地方整備局	12,900	12,900	
神徳農地防災	F	土岐川防災ダム 一部事務組合	240	240	

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電

凡例	
	国土交通省所管(直轄管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム(再)[目的]
	国土交通省所管(水機構管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(水機構建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム(再)[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	基準地点
	主要な地点
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間